

宮崎地区暴力団追放事業所協議会
会 員 各 位

宮崎地区暴力団追放事業所協議会
会長 宮崎市長 清山 知憲
(公 印 省 略)

不当購読要求拒否に係る委任契約のご案内について

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、当協議会の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、暴力団など反社会的勢力は、機関誌購読や寄付要求など、あらゆる手段・方法を駆使して様々な不当要求を展開し、一般市民や事業者に対して、多大な不安と不快感を与えているところであります。

これらに対処するため、当協議会では、宮崎県民事介入暴力研究会（宮崎県警察、宮崎県弁護士会民事介入暴力対策委員会、宮崎県暴力追放センターで構成）との共同事業として、令和5年も引き続き、弁護士との委任契約制度を採用した不当購読要求一斉拒否運動を実施することとしましたので、委任契約の希望者は、下記の要領によりお申込みいただきますようご案内いたします。

記

1 委任期間

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間

2 委任に関する経費

- ・継続申込希望事業所（今年に引き続き申込） 1事業所あたり 2,000円
- ・新規申込事業所 1事業所あたり 4,000円
- ※ 当協議会会員以外の事業所は、1事業所あたり15,000円となります。

3 申込方法と締切

申込を希望する事業所は、各団体の幹事あてに、令和4年10月14日（金）までに（必着）、委任状の原本を提出してください。

※委任状に記載されている機関誌等（購読を拒否する機関誌等）のうち、「購読が必要」である機関誌等がある場合は、二重線で取り消し線を入れてください。（令和4年に購読拒否を行った機関誌等を、あらかじめ「購読を拒否する機関誌等」として委任状に記載しています。）

※委任状に記載されている機関誌等（購読を拒否する機関誌等）以外に、「拒否が必要」である機関誌等がある場合は、追加記載してください。出版元に通知できるよう、代表者（発行人）の住所、氏名、電話及び書籍名・新聞名等を明確に記載してください。

4 その他

本委任契約については、会員事業所の任意であり、必ずしも申込しなければならないものではありません。

【文書取扱】

事務局：宮崎市 危機管理部 地域安全課

担 当：郡司、鍋倉

電 話：44-2802、FAX25-2145

委 任 状

下記弁護士を代理人と定め、下記の事項を委任します。

(委任事項)

1. 政治結社、各種新聞社、雑誌社等に対する協賛、講読、広告掲載及び各種物品等の購入取り止めに関する一切の件。
2. 上記に関する交渉手続きの一切の件。
3. その他上記に関する一切の件。

(弁護士名)

- 〒880-0803 宮崎市旭2丁目2番1号 柏田法律事務所
弁護士 柏 田 芳 徳
電話 0985-62-0580 FAX 0985-31-4288
- 〒880-0804 宮崎市宮田町10番25号 マリンバックス法律事務所
弁護士 山 崎 真 一 朗
電話 0985-27-8441 FAX 0985-27-8456
- 〒880-0803 宮崎市旭1丁目1番23号 衛藤法律特許事務所
弁護士 竹 村 圭 介
電話 0985-22-2758 FAX 0985-22-2811

(その他)

1. 委任期間は令和5年1月1日から同年12月31日までの1年間とします。
2. 委託料として、委任者は各地区暴力団等追放協議会を通じて所定の委託料を支払うものとします。
3. 購読を拒否する機関誌等は、発行元に明確に通知する必要から発行者の住所、氏名(代表者)・電話等を明記して下さい。
4. 購読を拒否する機関誌等

No.	誌名・発行機関名	刊行住所	備考
1	「旬刊宮崎」 (有)旬刊宮崎 浦田朝久	〒880-0855 宮崎市田代町140-1 TEL. 0985-29-2222	
2	「労基旬報」 (株)労働実務	〒161-0033 東京都新宿区下落合1-2-16 TEL. 03-3954-6313	
3	「法人特報」 (株)企業経営出版	〒104-0061 東京都中央区銀座2丁目14-5 銀座27中央ビル8F TEL. 03-3248-1528	
4	「労政ジャーナル」 (株)労働ジャーナル社	(発送業務部・営業本部) 〒530-0027 大阪市北区堂山町1-5 TEL. 06-6315-7431	

令和 年 月 日

住 所

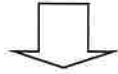
会社名

氏 名

印

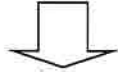
事務の流れ

(1) 当協議会事務局から幹事に、とりまとめ依頼文書を送付

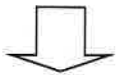


(2) 幹事から会員事業所に案内文書などを送付

- ・会員あて案内文書
- ・委任状
- ・事務の流れ（会員用）
- ・制度の概要
- ・通知（参考）
- ・対応マニュアル

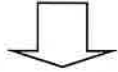


(3) 申込希望の会員事業所は、幹事に委任状（原本）を提出（R4. 10. 14まで必着）

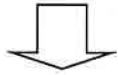


※弁護士への委任を希望する会員事業者の、住民基本台帳や登記上の住所・氏名を正確かつ具体的に記載して下さい（委任状の法的効果を補完するためです）。
 ※また、申込を希望する会員事業者の中で、事業所ではなく個人として購読中のものを拒否される方は、委任状に個人名も併記してください。

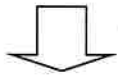
(4) 幹事が、委任状（原本）をとりまとめて当協議会事務局に提出（R4. 10. 28まで）



(5) 当協議会事務局が委任状の確認、一覧名簿の作成を行い、委任状（原本）を添えて、宮崎県暴力追放センターに提出

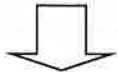


(6) 宮崎県暴力追放センターが県内分をとりまとめ、担当弁護士に名簿、委任状（原本）を提出



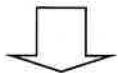
(7) 担当弁護士から、購読を拒否すべき新聞社等に通知（R5. 1月中）

送付した通知書は、各弁護士から当協議会事務局及び幹事を通じて会員事業者に送付します。



(8) 当協議会事務局から幹事に、弁護士委任に係る費用の納入依頼の通知（R5. 2月）

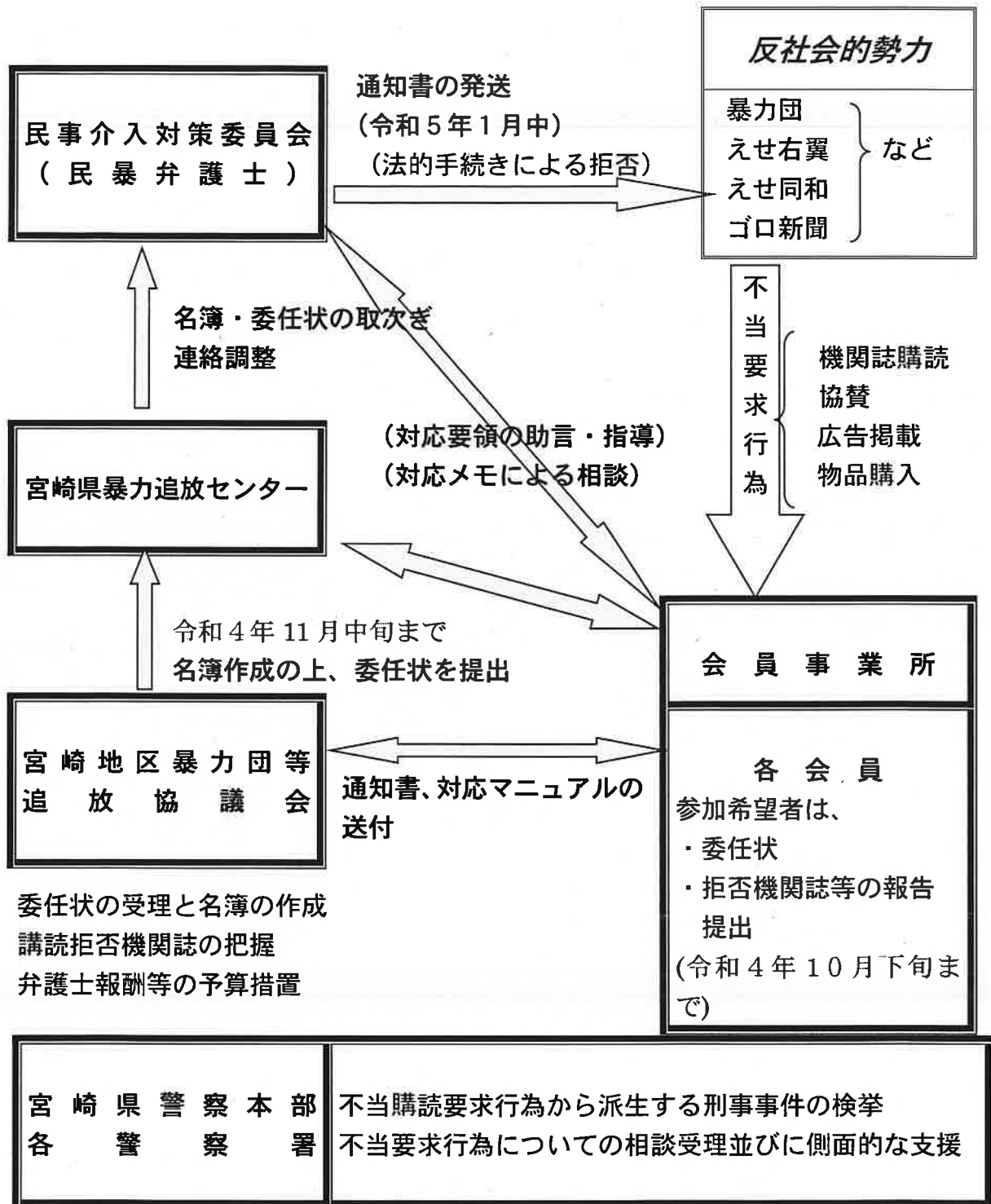
幹事が会員の委任費用を取りまとめ、当協議会事務局が指定する口座へ納入
 当協議会事務局が、担当弁護士が指定する口座へ委任費用を納入



令和5年1月1日から令和5年12月31日までの委任が完了

委託契約制度の概要

(委託期間：令和5年1月から令和5年12月までの1年間)



別添2 (参考資料)

ご 通 知

御中

冠省 当職らは、別添令和5年不当購読要求一斉拒否対策加入事業所一覧の者より、委任を受けた弁護士であります。

上記代理人弁護士として、次の通りご通知させていただきます。

貴社あるいは貴殿発行の新聞・雑誌・書籍等の購読・広告掲載あるいは協賛等についてであります。今後はすべて拒絶し取り止めさせていただくことになりました。

従いまして、今後は仮に新聞等をご持参ないし郵送されたとしても購読料・広告料・協賛金その他の名目を問わず一切支払いに応じることはできませんので、その旨書面をもってご通知させていただきます。

また、本件についての一切の件につきましては、当職らが受任しております。

今後本件に関し、関係者に対する架電、面接要請及びこれらに係る行為は厳に慎まれたく、万一その必要があります場合には、当職らが代理人としてその窓口になります。

更に、本件対策は、宮崎県民暴研究会（宮崎県警察・宮崎県弁護士会民事介入暴力対策委員会・公益財団法人宮崎県暴力追放センターの三機関で構成）及び●●地区暴力追放協議会の協力のもとに行っておりますので申し添えておきます。

令和5年1月 日

〒880-0803 宮崎市旭2丁目2番1号 柏田法律事務所
弁護士 柏田 芳徳
電話 0985-62-0580
FAX 0985-31-4288

〒880-0804 宮崎市旭宮田町10番25号 マリンボックス法律事務所
弁護士 山崎 真一郎
電話 0985-27-8441
FAX 0985-27-8456

〒880-0803 宮崎市旭1丁目1番23号 衛藤法律特許事務所
弁護士 竹村 圭介
電話 0985-22-2758
FAX 0985-22-2811

不当購読要求対応マニュアル

書籍・雑誌等の購読・広告掲載、協賛等の要求があった場合には、冷静に対処しましょう。

第1 基本姿勢

- ① まず、相手を正確に確認（会社名、担当者名、連絡先など）しましょう。
※ 名刺、車のナンバーなども確認
- ② 次に、要求内容を確認（機関誌購読、広告掲載、協賛、寄付など）してください。
- ③ 直接の面談対応は、複数で対応を。かつ、密室での対応は厳禁です。
※ 録音・録画を活用しましょう。
- ④ 会話の内容等は、記憶が鮮明なうちに、直ちに記録として残しておきましょう。

第2 今後の具体的対応要領

1 相手から電話がかかってきた場合

「購読意思がないことをはっきりと相手に伝え、機関誌の購読についてはすべて弁護士に一任しています。通知書に書いてある弁護士事務所に連絡してください。」と答え、相手が執拗に何を言ってもとにかく「弁護士に一任した。」とだけ繰り返してください。

相手が、「弁護士からの通知書は受け取っていない。」という場合には、「後日こちらから連絡するので、住所、氏名、電話番号、FAX番号を教えてください。」と答え、相手を確認してください。

電話での即答は、絶対に避けること。

電話対応後は、別紙『対応メモ』を直ちに作成し、宮崎県暴力追放センターにFAX（0985-31-0894）してください。

2 相手が、直接会社等に押しかけてきた場合

落ち着いて対応しましょう。

複数で、密室を避けて対応してください。お客様ではありませんので、応接室で対応する必要はありません。

また、社長や責任者が対応する必要もありません。

もしもの場合に備えて、担当者を決めておくことが望ましいでしょう。

相手が何者かを確認し、その要求内容が、機関誌購読や広告掲載、協賛、寄付を求めるものであった場合には、「その件に関しては弁護士に一任しているので、弁護士に連絡してください。私達は、現場で対応しないよう

指導されています。」と答え、別紙『通知書』を差し出すこと。

相手は、言葉尻をとらえて、しつこく迫ってくる場合も多いので、最初に「時間は5分しか取れない。」などと、時間を区切って対応し、会話の途中でも時間が来れば対応を中止しても構いません。

相手が、脅迫的な言葉を発した場合や暴力的な態度を取った場合には、迷わずに110番通報をしてください。

しつこい要求にも根負けせず、即答は絶対に避け、「弁護士に一任してある。」とだけ繰り返してください。

面談対応後は、別紙『対応メモ』を直ちに作成し、宮崎県暴力追放センターにFAXしてください。

3 これまでに購読していた機関誌等が継続して送られた場合や、突然、不要な機関誌等が送付されてきた場合

購読拒否の意思を明らかにするため、現物は発送元に送り返してください。

(購読拒否・受領拒否の意思を明示しておくで後々よい)

別紙『対応メモ』に、送付されてきた日付と、どこから機関誌が送られてきたのか記載し、宮崎県暴力追放センターにFAXしてください。

後日、弁護士名で購読拒否の書面をつけて、発送元に送ります。

第3 『対応メモ』送付後の流れ

- ① 警察、宮崎県暴力追放センターと弁護士が相談し、個々の事件についての「民暴チーム」の編成と担当弁護士を決定します。
- ② 宮崎県暴力追放センターと担当弁護士より、具体的な対応要領を連絡します。早期に効果的な対応をするためには、不当要求を受けた状況等の把握が不可欠ですので『対応メモ』はできるだけ詳しく記載するようにしてください。
- ③ 担当弁護士決定後も、相手から直接の要求が続くようであれば、担当弁護士名と電話番号を相手に伝え、「本件に関しては〇〇弁護士が担当なので、弁護士と話をしてもらわなくては、私達は回答できない。」と答えてください。
- ④ 不明な点や心配な点がある場合には、担当弁護士か宮崎県暴力追放センターにご相談ください。
- ⑤ 不当要求等を繰り返す反社会的勢力の弱点は、「法律的な対応」と「動揺しない冷静なあなた」の対応です。

警察、弁護士、宮崎県暴力追放センターが全力で、皆様のお手伝いをします。毅然とした態度で冷静な対応をお願いします。

別 紙

公益財団法人宮崎県暴力追放センター 宛

FAX 0985-31-0894

対 応 メ モ (電話・来訪)

対 応 日 時	令和 年 月 日 () 始 時 分 終 時 分 (所要時間 分)
対 応 場 所	
電話による対応	相手方の番号
相 手 方	団体名 (会社名)
	機関誌名
	氏 名
	連絡先 住所
	電話番号
	同行者 (名)
相手方の主張 (言 い 分)	
対 応 の 内 容	
対 応 者	氏 名 役職
	会社名
	電話番号
宮崎県暴力追放 センター 連絡メモ	
弁 護 士 用 メ モ	

※ わかる範囲で詳しく記入してください。

※ 機関誌等が送付されてきた場合には、その日付と機関誌名を記載の上、
「相手方の主張」の欄に「〇〇新聞が郵便物として送付されてきた」等と
記載してください。